

平成28年第4回広尾町議会定例会 第1号

平成28年12月6日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 議案第108号 広尾町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 8 議案第109号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第110号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第111号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第112号 広尾町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第113号 町道の路線の変更について
- 13 議案第114号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第9号）について
- 14 議案第115号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第5号）について
- 15 議案第116号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 16 議案第117号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 17 議案第118号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 18 議案第119号 平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 19 議案第120号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 20 議案第121号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）について
- 21 議案第122号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について

○出席議員（13名）

- | | |
|----------|------------|
| 1番 浜野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 志村 國昭 | 6番 山谷 照夫 |

7番 星 加 廣 保
 9番 小 田 英 勝
 11番 旗 手 恵 子
 13番 堀 田 成 郎

8番 渡 辺 富久馬
 10番 小 田 雅 二
 12番 浜 頭 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村 瀬	優
副 町	長	田 中	章
会 計 管 理 者		堂 場	則 彦
兼 出 納 室 長		堂 場	則 彦
総 務 課 長		鈴 木	孝 俊
総 務 課 長 補 佐		白 石	晃 基
併 総 務 課 参 事		西 内	努 和
併 総 務 課 主 幹		折 笠	博 一
併 総 務 課 主 幹		山 岸	雄 弘
企 画 課 長		長 田	吉 大
企 画 課 長 補 佐		宝 泉	秀 司
税 務 課 長		西 脇	秀 則
税 務 課 長 補 佐		平 浩	美 津 雄
住 民 課 長		齊 藤	林 勝 則
保 健 福 祉 課 長		大 山	崎 勝 彦
保 健 福 祉 課 長 補 佐		山 菅	原 樹 美 恵
地域包括支援センター長		佐 藤	清 美
健康管理センター長		厚 谷	幸 則
老人ホーム所長		金 井	秀 司
特別養護老人ホーム所長		松 田	哲 典
農 林 課 長		松 田	哲 典
兼 町 営 牧 場 長		雄 谷	幸 裕
水産商工観光課長		道 淳	一 通
建 設 課 長		北 藤	盛 憲 一
建 設 課 長 補 佐		前 田	川 浩 司
建 設 課 長 補 佐		小 川	川 浩 司
上 下 水 道 課 長		小 川	川 浩 司
兼下水終末処理センター長			

港 湾 課 長	道 端 隆 三
港 湾 課 長 補 佐	森 谷 亨
国 保 病 院 事 務 長	今 井 啓 容
国 保 病 院 事 務 次 長	齊 藤 裕 美
国 保 病 院 事 務 次 長	渡 辺 將 人

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹 原 博
管 理 課 長	澤 田 佳 幸
兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	澤 田 佳 幸
管 理 課 長 補 佐	山 岸 直 宏
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道 尚 子
社 会 教 育 課 長	保 志 悟
兼 図 書 館 長	保 志 悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保 志 悟
社 会 教 育 課 長 補 佐	浜 頭 力
図 書 館 長 補 佐	奥 村 京 子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮 脇 昭 道
併 書 記 長	鈴 木 孝 俊

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	菅 原 康 博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	鈴 木 孝 俊

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	新 海 敏 春
事 務 局 長	早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博
---------	---------

総務係長 鎌田 慎
総務係主事 林 菜々美

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成28年第4回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
議員の出欠であります。本日、欠席の届け出はございません。遅参の届け出もございません。
12月1日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略いたします。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思
います。
次に、本定例会に町長から議案15件を受理しております。ほかに意見書案4件を受理しておりま
す。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・囑託の申し出があった関係者の
出席を求めています。
次に、監査委員より平成28年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手
元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思
います。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思
います。
一般質問は、4人の議員から通告があり、12月7日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであ
ります。本件に対する委員会の報告は、本日6日から12月8日までの3日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日6日から8日までの3日間をしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6日から12月8日までの3日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、お願いします。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 平成28年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況です。

（1）、開催日は、平成28年10月17日から18日。

（2）、開催場所は、17日倶知安町、18日余市町です。

（3）から（5）までは、省略をさせていただきます。

調査の内容です。

（1）、先進地における福祉行政について（倶知安町）です。

倶知安町は、後志地域の行政の中心としての役割を担っており、後志総合振興局も置かれている。

北海道一の豪雪地帯であり、自然を生かした観光業が盛んである。2000年代以降は、国外からの観光客（スキー客）が多数訪れている。また、国外の企業によるコンドミニウム等の建設ラッシュにより、地価の上昇率が全国1位になっている。平成16年11月には「スキーとニセコ連峰」が北海道遺産に認定された。

①、倶知安町は、人口1万5,000人。65歳以上の高齢化率は、平成28年1月1日現在24.7%で、全道179市町村中174位ということです。

②、在宅福祉サービスの状況は、本町と同様に行われています。平成3年度から外出支援として福祉ハイヤー（バス）券利用助成事業を実施していますが、平成25年度から循環バスの運行を実施したことにより、ハイヤー券の利用が減少している。

③、介護サービスの状況は、平成21年から介護保険・国民健康保険・税の徴収を後志管内16町村（4市町除く）で構成する後志広域連合で実施している。人口割で職員3人を配置し、3年周期で入れかえをしている。広域連合議会議員は、倶知安町から1名とのことです。

平成27年度の介護保険料基準額は5,300円。要介護認定率は、平成27年4月末現在19.8%。全道でも高いほうで、今はサービスの提供は受けないが、何かあったときのためにと認定を受ける人が多いということです。

介護関連事業者は、介護保険スタート時は1～2事業者であったが、サービス利用が増える中で事業者も増えてきたということです。社会福祉法人、医療法人、株式会社などです。

地域包括支援センター職員配置状況（平成28年）ですが、倶知安町、広尾町とも社会福祉士2人、

保健師1人、主任介護支援専門員1人、合計4人で、広尾町は「手厚く配置している」とのことでした。

来年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行が行われるが、介護職員不足が深刻であるということです。時給の高いスキー場に人が流れている。スキー場は、時給は1,000円から1,200円とのことでした。

④、倶知安複合福祉施設「つくしんぼ」の施設見学をしました。

社会福祉法人黒松内つくし園が運営する施設で、民間の病院として使われていた3階建ての建物を改修し、地域住民の交流や福祉サービスの拠点として再活用されています。

1階には地域交流センター、喫茶店、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所があります。地域交流センターには、キッズコーナーとミニ図書館が備えられ、保護者は隣のフリースペースからガラス越しに見守りながら子どもを遊ばせることができ、ミニ図書館には1万6,000冊の漫画が備えられ、中高生の居場所として利用できるようになっている。

フリースペースは、パーティションで仕切ると会議にも利用でき、町内会の会合や民生委員の会議にも使われています。

喫茶店は、障がい者の就労継続支援と自立訓練の場として運営されており、調理、接客、清掃などほとんどの仕事を障がいのある方が担当し、全体がきれいに保たれていました。

2階と3階は、社会福祉生活支援ハウスと認知症の方のグループホームになっています。社会福祉生活支援ハウスは、福祉施設入所者や精神科入院患者が在宅生活準備のための生活訓練の場で、精神科の医師との密接な連携が図られています。

「高齢や障がいによる不自由さがありながらも、自分が望む環境で安心した自立生活を送られるように、ゆとりと笑顔のある暮らしのお手伝いを目指している」との事業所からの説明どおり、働く人も利用者も笑顔で接してくれたのが印象的でした。

(2)として、先進地における高校存続の取り組みについて（余市町）です。

余市町は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部になっており、農業、漁業を基幹産業とし、収穫された水産物や果物等の農産物を加工した食料品製造業を中心に発展してきた。しかし、農業者の高齢化や後継者問題、漁業における水産資源の減少や後継者不足など厳しい状況にあります。

人口は、昭和35年の2万8,659人をピークに減少を続け、ことし8月末1万9,689人。少子高齢化の状況にあるとのことでした。

①、学校法人北星学園余市高等学校に関する取り組みです。

1)、これまでの経過は、昭和40年、余市町の誘致により開校され、その後、札幌からの生徒受け入れ、また、全国で初めて道内外からの高校中退者や不登校経験者の受け入れ制度も実施してきました。平成6年には生徒数666人いましたが、平成13年、過去に薬物を使用したとして生徒79人が処分されるということがありました。その後、記載のとおり生徒数が減少してきて存続の危機ということに立たされ、しかし平成28年9月7日には、学校法人北星学園理事会を開催し、運営方針を決定、閉校の危機を脱したという状況にあります。

2)、学校に対する補助は、昭和42年度から平成28年度まで約1億6,000万円、うち特別補助と

して約5,400万円しております。

3)、学校との連携は、全国で開催の学校説明会への町職員の派遣、学校祭での余市特産品の販売コーナーを設置し、空き教室による博物館資料展示も行っている。それから、北星余市高校ホームページと町ホームページの相互リンク及び素材提供もしている。農業体験学習のための町管理市民農園の無償利用許可もしているそうです。学校案内等に同封する町観光パンフレットの提供なども行っているということでした。

②番目に、北海道余市紅志高等学校に関する取り組みです。

1)、新設校開校までの経過は、平成19年9月に北海道公立高等学校適正配置計画が決定し、平成22年度に余市高等学校、仁木商業高等学校、古平高等学校を再編統合し、余市高等学校を母体校として「北後志地区新設総合学科高等学校」を設置することが決まり、3校5学級を1校4学級に統合をしたということです。

そこに記載のとおりなのですが、2)の入学者の推移です。平成22年度137人、4学級編制で始まりましたが、翌年71人、そして28年には32人で1学級というふうに減少しています。

3)、学校に関連する補助は、余市紅志高等学校の教育の振興を図ることを目的に、学校・PTA・同窓会で組織する余市紅志高等学校後援会に30万円の補助を行っているということでした。

4)、学校との連携としては、中高連携の推進、学校便り(道程)を町内各区会に回覧をしている。町広報による学校紹介。中学校教職員、生徒、保護者へのアンケート調査の実施などしているということでした。

以上です。

1、議長(堀田) 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長(堀田) 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、北藤利通議員、報告願います。

1、産業常任委員会委員長(北藤) 産業常任委員会所管事務調査報告を行います。

1、委員会の開催状況ですが、(1)、開催日は、平成28年10月18日火曜から10月19日水曜日でございます。

(2)、開催場所は、神恵内村と江別市であります。

(3) から (5) は記載のとおりであり、省略いたします。

2、調査の内容。

(1)、栽培漁業について(神恵内村)。

①、サクラマス的人工採苗と放流事業。

・発眼卵など種苗の確保。

地元河川へ回帰する親魚が少なく、地場採卵では年間8万粒程度しか確保できないため、日本海中部、南部河川で採卵した移入卵で賄っている。

・幼魚飼育と放流事業。

種苗の計画的な生産で資源の増大と安定的な水揚げを図るため、平成6年3月に幼魚飼育場を整備した。

放流は、幼魚がスマルト(銀毛化)したものが効果的とされており、25グラムになるまで約1年半淡水飼育し、5月中旬に河川放流を行っている。

・施設の規模。

飼育池は22面。うち20面は幼魚飼育池。2面は、上屋つき発眼卵のふ化用池となっている。

収容規模は、発眼卵で90万粒。幼魚飼育で50万尾が可能である。秋季に約半数の25万尾を河川放流、残る25万尾を翌年5月にスマルト放流している。

②、地域が取り組む栽培漁業。

人口減少とともに漁業者の高齢化が進み、漁協青年部員は8人程度と後継者不足が深刻になっている。

漁業離れの大きな要因として、資源の減少と生産性の低下が所得の不安定を招いている。

地域の産業を守るには、生産性の向上と生活の安定につながる資源増大事業に取り組むことが最も重要と考えている。

・キタムラサキウニ短期養殖事業。

海藻類を食べて成長するウニは、いそ焼け漁場において食害動物となり、海藻が少ないため実入りも悪く商品価値がない。しかし、この状態のウニを採取し、昆布の入ったかごに入れ2か月間餌を与えることにより、実入りが回復し出荷の対象となる。

・ナマコの採苗、放流等の取り組み。

親ナマコを採取し、ホルモン剤の投与により採苗。稚仔を水槽にて3か月間飼育し、沿岸に放流している。これらの作業やその後の成長・追跡調査などに漁業者みずから取り組んでいる。

・広域的な連携(ウニやナマコの輸出拡大と戦略的な生産体制の構築)。

「とる漁業から育て・稼ぐ漁業への転換による持続可能な地域産業の創出・所得増大」をテーマに、国の加速化交付金を得て、積丹地域の3町村が連携して取り組んでいる。

販路開拓は流通のプロによる地域商社を設立し、地域を代表する水産物のマーケティングや産地証明によるブランド化を図る。

また、漁業者は、安定的に漁獲物を供給する体制を整備し、販売、生産の分業体制によって地域経済の復活を目指す事業を展開している。

以下、記載のとおりであります。省略して、まとめに移ります。

十勝管内栽培漁業推進協議会が、かつて取り組んでいたサクラマスノモルト海域放流事業は、漁獲への効果が短期間で証明できた事業であった。

ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁業が禁止され、沿岸漁場における漁獲対象魚の資源増大が急務とされる現在、事業再開の必要性を感じた。

また、本町の沿岸域においては、「いそ焼け」の現象は報告されていないが、高水温化がもたらす自然現象であることから、備えや対策を講じておく必要があると感じた。

(2)、再生可能エネルギー（バイオマス発電）の現状について、江別市で視察してまいりました。

①、株式会社町村農場の取り組み。

町村農場は、大正6年に石狩市で創業し、昭和43年に現在の江別市に移転、ミルクプラントを整備し、市乳事業を行っている。現在は、乳牛380頭、経営面積165ヘクタールを擁し、生乳生産から製品加工まで一貫して行っている。

・バイオガスプラント導入の経緯。

農場周辺地域の宅地化が進む中で、牛舎から搬出されるふん尿の処理はスラリー方式をとっていた。手間がかからず畑への散布も容易であったが、特異な悪臭が伴うため、多くのクレームが発生した。

こうした中、提案を受けたバイオガスプラントは悪臭が軽減できるという期待から、当時、国内では前例のなかった単体農家設置型のプラントに事業費1億2,000万円を投じ、平成12年に導入した。

補助制度がなく、大きな負担となったが、悪臭に対するクレームへのリスク軽減を最優先に考えた結果である。

・導入の効果と自家発電の稼働、経済的な効果。

周辺住環境への配慮を最優先に採算性を考えず投資した。メタンガスを含むバイオガスを抜いた消化液は、圃場に散布するが、悪臭も少ない上、一昼夜でほぼ無臭化するので大きな効果があった。発電機は、現在1日約20から24時間稼働して、月間約4万キロワットを発電し、施設全体で約6割を使用し、余剰分を売電している。

年間約400万円程度の節電効果と消化液を肥料に転換することで肥料購入費も約200万円程度削減することに成功した。

しかし、年間維持費が100万円以上必要なこと、施設の経年化により膨らむ維持費をいかに抑えるかが課題としている。

まとめといたしまして、近年、再生可能エネルギーへの取り組みが進んでおり、十勝管内でも家畜ふん尿をバイオマス資源とし、個々で発電を行う農家が増加傾向にある。

酪農業の大規模化が進む中、経済的な効果高めるとともに、これまで液肥散布により周辺的生活環境に与えてきた影響を軽減する営農形態への変革が必要と感じている。

以上で、産業常任委員会報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 第4回の広尾町議会定例会にご参集をいただきましてありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の漁業の生産実績状況についてであります。

別紙1であります。

平成28年11月末現在の漁業生産は、地元水揚げ22億3,748万円、外地水揚げ4億453万円の合計26億4,201万円で、これに外来船の水揚げ8億1,863万円を加え34億6,064万円となり、前年同期対比10億4,406万円の減となっております。平成28年度最終水揚げ額推計は、約38億7,000万円と見込んでおります。

漁業種類別の内訳であります。水揚げ増では、サケ・マス流し網漁業、タコ空釣り漁業が増加になったところでありますが、8月下旬から9月にかけての台風の影響により、秋サケ定置網漁業、それからシシャモこぎ網漁業が減となったほか、イカ釣り漁業などの水揚げが減となっております。

また、広尾漁協所属の船が他の市町村に水揚げをする外地水揚げでは、サンマ棒受け網漁業が2億9,544万円で全体の7割を占めております。組合員外の、いわゆる外来船の漁獲高のうち、イカ釣り漁業は広尾沖へのイカの来遊が少なく、外来船の往来隻数も大幅な減となりまして、前年比7億3,594万円の減となったところであります。

なお、残る漁期のツブ、スケソウ、沖合底引き、タコ、ホッキ、毛ガニなどの水揚げ額を4億円程度と予測しておりまして、平成28年度の水揚げ額は地元、外地を合わせて約38億7,000万円程度と見込んでいるところであります。

次に、2番目の農業生産見込みであります。

別紙2であります。

平成28年の農業生産額は、畑作、畜産、両部門を合わせて、一番下になりますが、約72億5,000万円で過去最高となる見込みであります。本年は4月中旬に記録的な暴風により、農業用施設などに大きな被害が生じました。

また、6月から7月にかけての天候不順により、極端な日照不足と降雨に見舞われております。

さらに、8月には4つの台風が立て続けに北海道に接近、上陸し、特に10号による大雨が十勝管内を中心に甚大な被害を及ぼしたところであります。本町においても、デントコーンの倒伏や一部農地の冠水、牛舎への浸水などの被害が見られたほか、長時間の停電により、各農家ごとに発電機での対応を余儀なくされたところであります。

畑作物におきましては、これら気象の悪影響を受け、小麦、小豆では生産量、生産額とも昨年を大幅に下回る見込みであります。

てん菜については雨の多かった日、それから日照不足になり生育不良となり昨年より減収をしております。

また、バレイショにおいても、一部で湿害による腐敗が発生したことにより減収となっております。

飼料作物では、デントコーンが雨の多かった日、また、日照不足による生育不良や強風による倒伏など、生産量が約2割減となっております。

牧草は、おおむね平年並みの収量を確保できましたが、天候不順により1番草、2番草ともに収穫作業がおくれたことから栄養価等、品質面での不安が残る結果となっており、来年度に向けて粗飼料の不足が懸念されております。

畑作部門全体の生産額は、昨年と比較して24%減の2億439万円を見込んでおります。

一方、畜産部門におきましては、搾乳頭数はほぼ横ばいですが、個体乳量の増加により生乳生産量が4%増の5万9,052トン、額にして52億6,368万円と過去最高となる見込みです。

また、個体販売では価格が上昇傾向で推移したこともあって、出荷頭数も増加し、乳用牛が昨年比19%増の7億7,873万円、肉用牛では昨年比4%増の10億566万円となる見込みであります。

畜産部門全体の生産額は昨年比5%増の70億4,807万円で、農業全体で見ますと、冒頭に申し上げましたように、昨年より4%増の72億5,246万円となる見込みであります。

次に、3点目の広尾つつじまつり開催日程の変更についてであります。

まちの花でありますつつじと旬の味覚を町内外の方々に楽しんでいただく広尾つつじまつりを例年6月第1週の日曜日に開催をしていたところであります。しかしながら、ここ数年つつじの満開が1週間ほど早まっております。つつじまつり当日には咲き残ったつつじをわずかに観賞できる状況にあります。満開のつつじを楽しんでいただくため、まつり実行委員会及び出店者の方々と協議を重ね、あわせて町内の各種行事等を勘案いたしまして、来年度から広尾つつじまつりを5月の最終土曜日に開催したいと考えているところであります。

次、4点目であります。地域おこし協力隊員の退職についてであります。

本町の観光活性化を担う観光事業マネジャーとして委嘱していた地域おこし協力隊の関矢志織さんが、委嘱期間の満了により10月31日付で退職いたしました。これにより協力隊員1人の欠員が生じますが、欠員を補充する新たな委嘱は行わず、当分の間は協力隊員2人体制でそれぞれ任務に当たっていただきます。

5点目であります。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の効果の検証についてであります。

別紙3であります。

平成27年度中に実施した地方創生先行型の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業について、同交付金制度要綱第3の規定に基づきまして、外部の有識者として広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会の意見を聴取し、その効果を検証したところであります。

効果検証の対象となった事業につきましては、住宅リフォーム支援事業奨励金交付事業から起業家等支援事業の6事業であります。各事業の完了後の実績値が総合戦略で設定した数値目標の達成におおむね有効でありまして、総じて地方創生に効果的であったという検証結果になったところでありますので報告をいたします。

次、6点目であります。町立病院入院病棟の再編についてであります。

町立病院の入院病棟につきましては、一般病床40床、療養病床20床の計60床で運営しておりますが、療養病床のうち介護療養病床16床につきましては、介護保険法の改正により、平成29年度をもって廃止されるとしております。今般、看護師が不足しており、夜間勤務において看護師一般病床2名、療養病床1名の体制維持が困難になってきております。看護師1ないし2名の離職でも、一般病床における入院基本料が確保できない状況にあります。

また、ここ数年、病床利用率が60%台で推移しており、入院患者数や看護師数に見合った規模への病床数の再編が喫緊の課題となっております。このことから、法律による介護療養病床の廃止を1年前倒しして、平成29年度から一般病床48床のみに再編、夜間勤務の看護師2名体制で運営してまいりたいと思っております。

なお、現在、療養病床に入院中の患者さんについては、一般病床で引き続き入院加療させていただきます。この後条例改正の議案も提出をしているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、6点にわたっての行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は7日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 議案第108号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第108号 広尾町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第108号 広尾町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され

たことに伴いまして、農業委員の選出方法が選挙制と市町村長の選任の併用から市町村長の任命制へと変更されたことにより、現在の農業委員会の任期、平成29年7月19日満了前に広尾町農業委員会委員定数条例を改正する必要があることから提案するものであります。

定数につきましては、現在の農業委員数は10人ではありますが、法律に規定されている農業者以外の者の選任を1人以上選考することが必須となっていることから、11人としたいとするものであります。

附則であります、この条例は公布の日から施行し、広尾町農業委員会委員定数条例は廃止をするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第108号 広尾町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第109号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第109号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第109号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案については、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告」に基づき、広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

お手元の議案資料1ページもあわせてお願いをいたします。

改正の概要であります。3点の内容になっております。

初めに1として、介護休暇の分割についてであります。現行におきましては、連続する6月上限として請求できるものでありますが、改正後におきましては3回まで分割し、各期間の合計6月上限として請求することが可能となるものであります。

2つ目であります。介護時間の新設についてであります。介護時間につきましては、最長3年間の期間で1日2時間まで介護のため勤務しないことが可能となるものであります。

3点目であります。育児休業等に係る子の範囲の拡大についてであります。現行では、職員との法律上の親子関係にある子に限られているものを、改正後におきましては、将来における親子関係の構築に向け実際に療育が開始されている場合なども対象とするものであります。詳しく申し上げますと、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子等につきましても対象とする改正を行うものであります。

施行期日につきましては、平成29年1月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

9番、^{こだ}小田英勝議員。

1、9番（^{こだ}小田） 条例改正の概要についてで、今、説明資料の中で介護時間を新設するということがうたっております。その中で後書きのほうで括弧書きで「公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能」ということをうたっています。これは休暇も認める新設ということですから、このことについては私も異議を唱えるものではありませんが、公務に支障を来すような時間帯とかなんとかというのは具体的にどういう時間帯を指すのか。

それと、その場合、公務に支障を来すというような人の例えば身分、課長さんとか管理職であるとかそうではない方とか、どういうところで、このただし書きのことを想定しているのか。具体的にそういう想定するようなものを含めて検討されていると思うのですけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

それと、その一番最後のほうで「介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする」ということで、働いていませんので無給ということはそうかなと思うのですけれども、ただ、この無給とするということになると、一応年収で言えば、その分の時間の無給の部分はカットされると思うのです。そうすると、1年間の年収に対するこの無給も、ただその時間だけ無給なのか、あと手当とかなんとかに関連してそこまで無給扱いの査定を考慮してこういう無給の扱いをしているのか、その辺2点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） 公務に支障がある場合の想定でありますけれども、これにつきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

ただ、そういった状況が想定されるということで、職場内の協力体制、上司、同僚の理解などそういった部分も含めて取り組んでいく内容を考えていきたいと思います。

それから、年収につきましても、ちょっと時間をいただきたいと思いますのでご了承ください。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

再開します。

休憩します。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） まず、1点目の公務に支障がない範囲とするというようなところがございますけれども、例といたしましては、支障がある場合というのは、あらかじめ会議が予定されている、あるいは行事の計画をされている、そういったもろもろのケースがあるかと思います。それから、緊急的な部分については、災害の対応などでもそういったケースがあるかというふうに思います。

それから、2点目の介護時間としての勤務の無給の対応ですけれども、昇給だとか勤勉手当等における取り扱いについては一定の配慮がありまして、勤勉手当の期間率の算定について、介護時間として勤務しなかった時間、それらを1日に換算して30日に達するまでは、その期間を勤務期間から除算しないようにというような配慮でございます。

以上です。

1、議長（堀田） 9番、^{こだ}小田英勝議員。

1、9番（^{こだ}小田） おおよそ緊急性が高いということで、公務の運営に支障がある場合の時間にと

ということだと思っておりますけれども、私、一番最初に聞きましたけれども、素人的には「公務の運営に支障がある時間については承認しない」という部分については、これは管理職とか何かをある程度対象にという思いもありましたので、その辺の確認もしたいなと思っていたのですが、これは管理職とかそういうのかかわらず一応責任ある立場の人ということの限定的な意味合いかなということで括弧書きかなと思っていたのですが、今の説明ではそうでもないようなご答弁でありますので、それについてちょっと、これはもう職員全般なのか、一応特に管理職に置かれている責任ある立場の方は特にということなのか、その辺、色を分けているのか分けていないのか、最初の質問にちょっとそれをお答えいただければ、この点についての質問を終わらせていただきたいと思いますけれども、それはどうなのですか。

1、議長（堀田） 鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） 対象となる職員は限定するというものではございませんので、よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第109号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第110号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第110号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第110号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理

由を申し上げます。

今回の広尾町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、日本と台湾との民間レベルで租税取り決めが締結されたことによりまして、所得税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、本町条例でも関連する条文を改正するものであります。

主な改正内容であります。町内に住所を有する個人が台湾所在の金融機関等から利子及び配当を受け取った場合に、町民税の所得割として分離課税により税率3%で課税すると規定し、所要の改正を行うものであります。

施行日につきましては、国の政令施行日に合わせ、平成29年1月1日からとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

西脇税務課長。

1、税務課長（西脇） それでは、議案第110号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明は、お配りしております議案資料の7ページ、広尾町税条例の一部改正の概要で説明させていただきます。

なお、新旧対照表につきましては、議案資料の8ページから19ページにございますけれども、説明は省かせていただきます。

それでは、議案資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

見出しのタイトル、一部改正の概要の下に小さい米印で記載したとおり、条例中「外国」という文言が出てまいりますけれども、今回、台湾のこのみを指しております。

今回の改正につきまして、まず1、改正の背景として記載させていただきました。日本と台湾の民間レベルで、昨年11月「日台民間租税取決め」が締結されたことによるものであります。

これは、日本と台湾の間で租税条約に相当する枠組みになるよう二重課税の回避や脱税の防止など、租税条約の相当程度の内容を盛り込むということで、国内法の整備が民間取り決めでございまずるので必要となるものであります。

資料中ほど、2、法整備経過であります。

(1) にありますように、所得税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されました。

また、(2) にありますように、同法の第8条で「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」が改正されました。これに伴いまして、条例においても所要の改正を行うことになったものであります。

3の改正の内容であります。四角の枠組み表の中に書いたとおりでございますけれども、条例の附則に第20条の2という条をつくり込みまして、これにより町内に住所を有する個人が台湾に所在する金融機関等から受け取る利子所得及び配当所得について分離課税の対象としまして、税率は10

0分の3としまして町民税の所得割として課税するとするものです。条例中、この利子を「特例適用利子等」と呼んでおります。また、配当等につきましては「特例適用配当等」としております。

条文の改正としましては、附則第20条の次にただいま申し上げた「附則第20条の2」として1条を加えまして、それに伴ってその下は条番号にずれを生じますので、所要の整理を行うこととなります。

今回の改正は、指定する金融機関等が台湾のみというような関係もございまして、現時点におきましては、本町における適用は大変少ないであろうと考えております。

なお、施行日につきましては、平成29年1月1日からとしたいものであります。

以上で、議案第110号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第110号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第111号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第111号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願ひます。

1、町長（村瀬） 議案第111号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、議案第110号と同じ内容でございます。日本と台湾の民間レベルで租税取り決めが締結され、所得税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い改正するものであります。

議案資料は20ページであります。ごらんをいただければというふうに思います。

町内に住所を有する個人が、台湾所在の金融機関等から受け取った利子及び配当所得等を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるという内容であります。

この条例は、平成29年1月1日より施行したいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第111号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第112号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第112号 広尾町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第112号 広尾町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

町立病院の入院病棟につきましては、一般病床40床、療養病床20床の計60床で運営しておりますが、介護療養病床が介護保険法により平成29年度をもって廃止予定であること、また、看護師不足により夜間勤務における看護師3名体制の維持が困難であること、さらには病床利用率が60%台で推移していることなどから、入院患者数や看護師数に見合った規模への適正化を図りたく、今回改正させていただくものであります。

議案資料については、25ページであります。

改正につきましては、平成29年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 先ほどの提案説明でも、いわゆる介護保険法の改正によるものということで、実は、この法律は平成23年度から療養病床を廃止するという内容でしたけれども、3年間延長してさらに3年間延長ということで、平成29年度末の内容なのですからけれども、本町の場合、1年前倒しでこの介護療養病床を廃止ということなのですからけれども、現在、一般病床40床と介護・医療療養病床合わせて20床で、その60床を一般病床のみの48床に削減する内容でありますけれども、従前、一般病床に入院した場合、90日を超えて入院すると、いわゆる4か月目から診療報酬が大幅に削減されるといったことで、特に1次医療を担う総合病院、特に大きな総合病院については看護師の配置基準が7対1ということでありまして、入院と同時に他の病院に転院するような動きがあったところでありまして、一方で介護療養病床については、一般的には一般病床の入院単価よりも低く抑えられておりますけれども、逆に長期入院でも診療報酬の削減がないというような形で本町もそういった患者さんの受け入れをしてきたわけでありまして、広尾町の町立病院は看護師の配置基準が今15対1でありますけれども、今回いわゆる療養病床が全廃されると、そのことによって診療報酬の影響額、これは一般病床の単価と介護療養病床との診療報酬の単価が違いますので、それらを合わせた影響額の見込み、これについてご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 今井国保病院事務長。

1、国保病院事務長（今井） 現状の診療報酬で見ますと、議員さん言われましたように、過去には長期療養につきまして減額措置が講じられていたところなのですが、現状の診療報酬で見ますと、一般病床におきまして長期入院による減額ということも行われておりません。介護療養病床に入院している患者さんを一般病床へ移した場合、年間で現状では10名程度療養病床に入院しておりますが、年間で2,000万円程度の増収を見込んでいるところでございます。ただし、これは平成29年度までの診療報酬ということでございますので、平成30年度には新たな診療報酬改定が予定されておりまして、その中でどのような対応になるかは現在未定ではございます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） 以前は、看護師配置基準15対1でも90日を超えると診療報酬の削減があったのですけれども、今般この介護療養病床の削減によってその部分がなくなったということですからけれども、この後の部分については、こういった形で診療報酬改定がなされるかわかりませんので、その点についても今後注視をしていただきたいと思いますと思っております。

また、これは平成26年度までなのですけれども、従前、一般病床40と療養病床20、合わせて60床、これが厚労省の広尾町立病院の許可病床数、これに伴って交付税が交付をされてきておりまして、例えば普通交付税が1床につき70万5,000円、それから特別交付税が1床につき126万3,000円、合わせると196万8,000円、1床当たり約200万円の地方交付税の措置がされておりましたし、あと救急告示病院としても4,308万円程度、これらを合わせると従前約1億7,000万円程度の交付税措置があったところですが、昨年度から、厚労省としては許可病床数から、いわゆる実稼働病床数に従前の交付税を掛けるということでありまして、今までは60床ですから1億7,000万円という交付税措置がありましたけれども、これからは前年度の稼働病床数、それをもとに交付税がそれぞれ計算されると思うのですけれども、例えば28年度の交付税の部分は、昨年の最大稼働病床数ですか、そのもとになる数字なのですか、それは何床昨年稼働されていたのか。それとあわせて、その数値に基づく交付税の措置、28年度については、およそどの程度の交付税を見込んでおられるのか、これについてもご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 今井国保病院事務長。

1、国保病院事務長（今井） 28年度におきましては、28年7月1日現在を基準日といたしまして、そこから過去1年間の稼働病床でございまして、その1年間の中で一般病床につきましては31床、療養病床につきましては16床が最大の稼働状況だと、計47床というふうに数字が出ております。それで47床につきまして、その金額を計算してまいりますと、27年度、28、29と、今、許可病床数から稼働病床数へ変わったことによりまして緩和措置もございまして、その差額分につきましても、1年目は0.9、2年目0.6、3年目0.3というふうにして緩和措置も受けられるということで、それらを加味した数字といたしましては1億6,000万円程度の交付税措置になるのではというふうに見込んでございます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第112号 広尾町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第113号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第113号 町道の路線の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第113号 町道の路線の変更について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地域住民の生活の利便性を確保するため錦町団地から給食センターの間に道路を新設するため、それぞれの路線の終点を変更するものであります。

お手元の議案資料26ページをお願いいたします。

資料26ページであります。左側が①の錦通南2丁目第4支線道路でありまして、左側の起点から右側の終点に向かって43.64メートル延長するものであります。

また、右側の②の公園通北2丁目1号支線道路でありまして、右側から左側に延長するものでありまして、73.7メートルそれぞれ延長して1つの路線と1つの道路がつながるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

9番、^{こだ}小田英勝議員。

1、9番（^{こだ}小田） ただいま説明を受けたのですけれども、ちょっと私、確認したいのですけれども、旧終点が2つあるのですよね。それで、ちょうどその中間ぐらいのところに新終点ということと東西というか前後に分けられたような新しい真ん中に点が打たれております。ここに打った意味合いについては、将来何か、例えば今、新しく公住を建てておりますけれども、その延長線の反対側にひろお保育園もありますので、将来的にはそういう方向の終点、起点としての位置づけでこの点を確定したのか、その辺も。それは後のことの話でございますから、そういう意味もあるのかどうなのかということで、新しい終点の点を打つ意味についても、ちょっと補足説明があればお願いしたいと思います。

1、議長（堀田） 道建設課長。

1、建設課長（道） ただいま質問ありました新終点の意味合いでございます。今回の町道の路線の変更につきましては、図の点線で表示している路線が変更前の路線となっております。左側の①の錦通南2丁目第4支線道路と右側になります②の公園通北2丁目1号支線道路のそれぞれの路線の終点が伸びたことによりまして、中央の新終点でつながるとい、そういう図となっているもの

でございます。

1、議長（堀田） 9番、小田英勝議員。

1、9番（小田） 点を打った場所は、その中間に打ちましたということでわかりますけれども、ただ、この終点の点を打つということは、将来的に何かこのそういう、例えばこの終点から、今、保育所を建てていますところの公住の間を将来的には道路もそういうようなことが起きた場合を含めて起点としてのこの点をここに書くとなったのかどうかということも含めて、その辺あればあったで、それ後の話ですから、だからそういうものも考慮なら考慮したとかなんとか。ただ、ここで打ったって、これ点を打つということは、確実にこれ起点なのですよね。何か例えば保育所のほうのところの道路を今ないですから、公住の新しくつくったところの道路ということになれば、これは紛れもなく終点が起点ということの意味合いがあるのですけれども、その辺は将来的なものも鑑みてということなのかどうかということ私、聞いているの。ただ漠然と真ん中にあるから打ったということなのかですか。その辺ちょっとしつこいようだけれども、その辺を踏まえてなら踏まえてで、いやいや、全然関係ないのなら関係ないと言うからそれはいいのですけれども、どうなのですかと、それで確認のために終点の点の打ち方についての根拠があればということなのです。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 今ご質問ありましたけれども、担当課長のほうからも申しあげましたように、錦通南2丁目第4支線道路の延長である部分の今回の延長の部分、それから②の公園通北2丁目1号支線道路、これの延長である終点ということで、特に今、議員さんがおっしゃられたような特別な事情があってどうこうということではございませんで、単なる道路の延長上に、たまたま同じ終点があるということでございますので、ご理解をお願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第113号 町道の路線の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第114号～日程第21 議案第122号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第114号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第21、議案第122号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第114号から議案第122号まで一括して提案説明を申し上げます。

今回の主な補正内容であります。ふるさと納税寄附者数の増加見込みに伴います寄附金の追加、ふるさと納税謝礼等事業費の追加、国の補正予算に伴う農業の担い手確保・経営強化支援事業費の計上、本年4月発生の暴風等による農業災害復旧資金の利子補給補助金の計上、農地中間管理事業による農地の集積、集約化に係る耕作者集積協力金交付事業交付金の計上、錦町団地11号・12号・13号棟新築に係る工事請負費の計上、災害復旧費は8月の台風により十勝港内に流入及び集積した流木撤去の処分費用の計上及び事業確定見込みによる整理を行ったものが主なものであります。

最初に、議案第114号であります。

本案は、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,187万2,000円を追加し、予算の総額を81億6,795万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

第2条は、継続費でありまして、地方自治法の規定により数年度にわたって支出することができる経費の総額及び年割額の追加及び変更を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第3表でお示しをするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第4表でお示しをするものであります。

19ページであります。

第2表の継続費であります。

追加として、7款土木費、5項住宅費、事業名、公営住宅整備事業（錦町団地11・12・13号棟）であります。費用の総額は1億4,400万円であります。年割額として平成28年度5,400万円、平成29年度9,000万円であります。

変更でありますけれども、公営住宅整備事業建設工事の確定見込みに伴います変更でありまして、補正後の事業費を総額1億5,316万3,000円、28年度の事業費を1億116万3,000円の事業費に変更す

るものであります。

第3表の債務負担行為補正の追加であります。

事項といたしまして、平成28年4月発生 of 暴風等による広尾町農業災害復旧資金利子補給でありまして、期間といたしまして平成29年度から平成37年度、限度額といたしまして392万円を追加するものであります。

次に、20ページであります。

第4表の地方債補正であります。

追加として、公共土木施設災害復旧債であります。港湾施設補助災害復旧債として補助対象額の地方負担分を計上するものでありまして、後年度以降に発生する元利償還金の95%が地方交付税によって措置されるものであります。

次に、限度額の変更であります。

公営住宅整備事業債につきましては、先ほど継続費で説明をいたしました錦町団地11・12・13号棟建設に係る追加、並びに9・10号棟の確定見込みによる整理を行うものであります。

辺地対策事業債及び過疎対策事業債につきましては、事業確定見込みによる整理を行うものであります。

公有林整備事業債につきましては、事業の確定見込みによる減額整理を行うものであります。

町債の合計に3,430万円を追加し、補正後の合計を9億9,941万2,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案第115号であります。

平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億1,744万2,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

23ページであります。

補正内容でありますけれども、貨物上屋管理費の光熱水費の電気使用料の増加に伴い、歳入歳出それぞれ補正をするものであります。

続きまして、議案第116号であります。

平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7万円を減額し、歳入歳出の総額を8,556万7,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

25ページであります。

補正内容であります。歳入につきましては、平成28年6月に紋別19線において、水道施設に損傷事故が発生した配水管の損傷弁償金の計上であります。

歳出につきましては、台風の影響による浄水場のろ過砂除去委託料等の追加及び事業費確定見込みによる整理を行ったものであります。

次に、議案第117号であります。

平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ146万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を4億5,956万8,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

28ページであります。

歳入であります。

1款1項分担金8万7,000円の追加は、個別排水事業受益者分担金の一括納付に伴う増加であります。1款2項負担金83万5,000円の追加は、公共下水道受益者負担金の賦課件数の増加によるものであります。

4款1項一般会計繰入金は、事業費の確定見込みによる整理であります。

次、歳出であります。

1款1項一般管理費、1款2項施設管理費及び5款1項下水道施設災害復旧費につきましては、事業費の確定見込みによる整理であります。

2款1項事業費につきましては、公共下水道事業費の事業費調整に伴う組み替えであります。

次に、議案第118号であります。

平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,153万円を追加し、歳入歳出の総額を12億7,491万7,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

31ページであります。

主な補正内容であります。

歳入につきましては、療養給付費等前年度実績に伴う追加交付及び事業費の確定見込み等による一般会計繰入金の追加であります。

次、歳出であります。

2款1項療養諸費及び2款2項高額療養費につきましては、療養費の増加に伴う追加であります。

8款1項健康管理センター費につきましては、自動ドアの修繕料等の追加であります。

次に、議案第119号であります。

平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものであります。補正内容であります。介護サービス給付費の第三者行為求償による納付金の計上及び介護給付費

準備基金繰入金を整理したものであります。

次に、議案第120号であります。

平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ48万8,000円を減額し、総額を2億6,562万6,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

37ページの補正内容であります。

歳出につきましては、事業費確定見込みによる整理を行うものでありまして、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第121号であります。

平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）についてであります。

第1条は、平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

第1款第1項医業収入に157万円を追加するものであります。

支出であります。第1款第1項医業費用に2,000円を追加、同款第3項の予備費に156万8,000円を追加して整理をするものであります。

補正の内容であります。本年6月より開始した訪問リハビリテーションの利用料の収益見込みを計上するものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

第1款第1項負担金及び第2項企業債につきましては、事業費の確定見込みによる整理であります。第3項寄附金については、医療機器整備として計上するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項企業債償還金につきましては、元金償還金の追加、同款第2項建設改良費であります。皮膚科診察機器の計上及び医療機器購入費、施設管理用機器購入、医師住宅車庫設置の工事費の事業確定による整理をするものであります。

第4条、企業債であります。事業費の確定見込みによる医療機器整備事業債及び過疎対策事業債の限度額を減額整理するものであります。

第5条は、他会計からの補助金を「3億8,962万3,000円」に改めるものであります。

次に、議案第122号であります。

平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

第1条は、平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものである。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で第1款第2項営業外収益に13万7,000円を追加するものであります。

支出であります。

第1款第1項営業費用に184万3,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。収入であります。第1款第2項営業外収益であります。過年度消費税還付加算金の計上であります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用につきましては、大雨による膜ろ過装置薬品洗浄委託業務等の計上をするものであります。

以上で、議案第114号から議案第122号までの補正予算につきまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案9件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、本委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願ひます。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長を願ひします。

本会議を休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時48分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。委員長には小田^{おだ}雅二議員、副委員長には前崎茂議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

- 1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。
あす7日は、午前10時から本会議を開きます。
なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。
本日は、これにて散会します。

散会 午前11時49分